

# 家賃保証システムのご紹介

保証プラン	毎年プラン			初回のみプラン			
種類	住居用	住居用 (リピーター割引) <sup>※3</sup>	店舗・事務所	住居学生用 <sup>※1</sup>	住居用	駐車場	トランクルーム・倉庫
保証限度額 (月額賃料) <sup>※2</sup>	24か月分相当額		6か月分相当額 <sup>※4</sup>	24か月分相当額		12か月分相当額 <sup>※4</sup>	6か月分相当額
初回保証委託料	月額賃料の50%	月額賃料の20%	月額賃料の80%	月額賃料の30%	月額賃料の80%		
年間保証委託料	一律1万円		月額賃料の10% (上限3万円/下限1万円)	なし			
保証期間	入居日(賃貸借保証契約書の保証開始日)から退去明渡日まで <small>当社は、賃貸借契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても賃貸借保証契約に基づき保証いたします</small>						
支払日	<b>口座振替の場合: 当日(毎月27日※)にご入金</b> <b>代位弁済の場合: 請求書受領の翌営業日から3営業日後※にお支払い</b> <b>(18:00以降に受領した代位弁済請求書は翌営業日の受領となります) ※金融機関休業日の場合は翌営業日</b>						

※入居者の緊急連絡先が必要となります(連帯保証人ありの場合は不要です)。  
 ※審査の結果、保証をお受けできない場合または、連帯保証人の変更、連帯保証人追加をお願いする場合がございます。  
 ※3: 以前、当社と保証委託契約を締結して頂いた個人のお客様が再度、住居用で申込みを頂いた場合については、審査のうえ、住居用(リピーター割引)でお取り引きさせていただきます。入居者様の取引実績等により住居用(リピーター割引)でのご案内できない場合がございます。  
 ※1: 住居学生用(留学生は対象外)をご利用の方法及び外国籍の方は、連帯保証人が必要となります。  
 ※2: 「月額賃料」とは賃貸借契約締結時における家賃(賃料)・共益費/管理費・駐車場料金・水道料/町(区)費・その他毎月定額で賃借人が負担するもの合計額となります。  
 ※4: 滞納賃料等が保証限度額に達するまでに賃借人から賃借人に対して対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、店舗・事務所、駐車場に限り、訴訟提起時の滞納金額に加え、月額賃料10か月分相当額を上限として、保証限度額を追加します。

## 保証内容

種類	住居用・住居学生用	店舗・事務所	駐車場	トランクルーム・倉庫	備考
家賃(賃料)	○	○	○	○	-
共益費/管理費	○	○	○	○	-
駐車場料金	○	○	○	○	-
水道料/町(区)費	○	○	○	○	-
毎月家賃と共に支払われる費用	○	○	○	○	-
賃貸借契約の更新料	○	○	○	×	-
鍵交換費用	○	○	×	×	-
畳表替費用	○	○	×	×	-
ハウスクリーニング費用	○	○	×	×	◆駐車場の場合 作務費、残置物撤去費用・ゴミ処理費用のみ保証対象とし 保証限度額は、修繕費については月額賃料の1か月分 相当額、残置物撤去費用・ゴミ処理費用については合わせて 月額賃料の1か月分相当額とする。
残置物撤去費用・ゴミ処理費用	○ 上限: 月額賃料 3か月分相当額	○ 上限: 月額賃料 3か月分相当額	○	○	◆トランクルーム・倉庫の場合 残置物撤去費用・ゴミ処理費用のみ保証対象とし、保証限度 額は合わせて月額賃料の1か月分相当額とする。
修繕費 <sup>(注1)</sup>	○	○	○	×	
解約予告通知義務違反による 違約金・損害金 <sup>(注3)</sup>	○	○	○	×	賃料等(月額賃料および賃借人に支払う変動費)の2か月分 相当額を上限とする
早期解約による違約金・損害金 <sup>(注3)</sup>	○	×	○	×	◆1年未満で解約の場合 月額賃料の2か月分相当額を上限とする ◆1年以上2年未満で解約の場合 月額賃料の1か月分相当額を上限とする ※2年以上経過後の解約は保証対象外
債務不履行による明渡し訴訟費用 <sup>(注4)</sup>	○	○	○	×	-

(注1) 賃貸借契約書に記載されている事が保証条件となります。  
 (注2) 賃借人が認められたものに限ります。但し、自然損耗部分の復旧に要する修繕費は保証対象外とします。  
 (注3) 賃料不払い等の理由により賃借人が、賃貸借契約を解除した場合(建物明渡し請求訴訟提起の場合も含む)は除きます。  
 (注4) 保証会社が認められたものに限ります。

## 会社概要

名称 全保連株式会社(ZENHOREN CO., L TD.)  
 会社設立 平成13年11月16日  
 資本金 497,500,000円  
 事業内容 家賃債務保証及び賃料管理リスクヘッジ業務  
 役員 代表取締役 烏川 信和  
 代表取締役 迫 幸治  
 取締役 烏川 然嘉  
 取締役(非常勤) 大澤 真  
 常務執行役員 茨木 英彦  
 常任監査役 平敷 隆  
 監査役 桑 則夫  
 監査役 国松 延幸  
 従業員数 社員数621名(平成28年4月末現在)  
 ※派遣社員除く  
 取引銀行 三井住友銀行 東京三菱UFJ銀行 沖縄銀行  
 琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄海邦銀行  
 顧問 弁護士 平岩 正史(大原法律事務所)  
 弁護士 田村 道雄(田村法律事務所)  
 弁護士 いたわ法律事務所  
 弁護士 弁護士法人 鈴木康之法律事務所  
 弁護士 弁護士法人 岡野法律事務所  
 税理士 税理士法人エヌズ  
 社労士 社会保険労務士法人 大野事務所  
 URL <http://www.zenhoren.jp/>

## 全保連 信頼のネットワーク

■ 東京本社 東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル16F TEL 03-6327-5840 FAX 03-6385-8986  
 ■ 沖縄本社 沖縄県那覇市安謝 2-2-5 TEL 098-866-4901 FAX 098-866-5040  
 ■ 札幌支社 北海道札幌市北区北7条西5-7-1 札幌北スカイビル8F TEL 011-738-1150 FAX 011-738-1140  
 ■ 仙台支社 宮城県仙台市青葉区国分町1-6-9 マニユライフプレイス 仙台5F TEL 022-217-6870 FAX 022-217-6872  
 ■ 埼玉支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-2 GINZAYAMATO3 7F TEL 048-658-6700 FAX 048-658-6705  
 ■ 千葉支社 千葉県船橋市本町7-10-2 ユニマットガーデンスクエア 10F TEL 047-419-6010 FAX 047-419-6011  
 ■ 横浜支社 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-33-8 アサヒビルディング 4F TEL 045-317-2800 FAX 045-317-2906  
 ■ 静岡支社 静岡県静岡市駿河区南町18-1 サウスボット静岡 7F TEL 054-663-3370 FAX 054-665-8004  
 ■ 名古屋支社 愛知県名古屋市中区錦3-25-11 日生村瀬ビル 5F TEL 052-559-1180 FAX 052-217-2802  
 ■ 京都支社 京都府京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町62 住友生命京都ビル 2F TEL 075-222-7370 FAX 075-222-7360  
 ■ 大阪支社 大阪府大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル 21F TEL 06-7178-8750 FAX 06-6360-7035  
 ■ 神戸支社 兵庫県神戸市中央区江戸町95 井門神戸ビル 11F TEL 078-327-9330 FAX 078-327-9331  
 ■ 岡山支社 岡山県岡山市北区本町3-13 イトーピア岡山本町ビル 4F TEL 086-233-5200 FAX 086-233-8666  
 ■ 広島支社 広島県広島市中区八丁堀14-4 JEL広島八丁堀ビル 4F TEL 082-511-3511 FAX 082-511-3525  
 ■ 高松支社 香川県高松市中新町11-1 アクア高松中新町ビル 3F TEL 087-802-0660 FAX 087-802-0663  
 ■ 松山支社 愛媛県松山市三番町4-4-6 松山センタービル2号館 3F TEL 089-998-3560 FAX 089-998-3568  
 ■ 福岡支社 福岡県福岡市博多区博多駅南1-10-4 第二博多階成ビル 8F TEL 092-477-5835 FAX 092-477-5844  
 ■ 北九州支社 福岡県北九州市小倉北区香春口1-13-1 メディックス三萩野 3F TEL 093-932-0508 FAX 093-932-0503



全保連株式会社